

2016年7月29日

丸善石油化学株式会社

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく
産業廃棄物処理施設の維持管理状況の公表について（2016年6月分）**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の三第2項に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理状況について、下記のとおり公表いたします。

1. 千葉県知事から許可を受けている内容

所在地：弊社千葉工場（市原市五井南海岸）
処理対象：廃アルカリ（特別管理産業廃棄物）
処理方法：焼却による中間処理
施設の種類：令第七条に規定する第十三号の二に該当する施設
処理能力：120トン／日

2. 維持管理状況（施行規則第十二条の七の二）

1) 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量

当月処理した廃棄物の種類	廃アルカリ
〃 処理量（トン）	定期整備の為、停止中

2) 燃焼室及び集じん器における燃焼ガスの温度並びに煙突から排出される排出ガス中の一酸化炭素濃度 別紙参照

3) 煙突から排出される排ガス中のばい煙の濃度（12%酸素換算）及びダイオキシン類

測定日：年月日（報告日：年月日）

ダイオキシン類は採取日：年月日（報告日：年月日）

報告する項目	測定結果
排ガス量（m ³ N/h）	定期整備の為、停止中
硫黄酸化物（ppm）	定期整備の為、停止中
ばいじん（g/m ³ ）	定期整備の為、停止中
塩化水素（mg/m ³ ）	定期整備の為、停止中
窒素酸化物（ppm）	定期整備の為、停止中
ダイオキシン類（ng-TEQ/m ³ N）	定期整備の為、停止中

*法律によりダイオキシン類は年1回以上、その他の項目は2ヶ月以内に1回測定しています。

以上

